平成25年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会会議録

- 1. 招集年月日 平成25年2月28日
- 1. 招集の場所 君津市議会全員協議会室
- 1. 開会の日時 平成25年2月28日 午後3時00分
- 1. 出席議員 13名

1番	天	笠		寛	君	2番	三	浦		章	君
3番	渡	辺		務	君	4番	石	井	志	郎	君
5番	池	田	文	男	君	6番	藤	井		修	君
8番	永	井	庄-	一郎	君	9番	加	藤	喜作	美为	君
10番	鴇	田		剛	君	11番	平	野	明	彦	君
12番	平	野	良	_	君	13番	平	野	和	夫	君

14番 武 次 治 幸 君

1. 欠席議員

7番 岩崎剛久君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	鈴	木	洋	邦	君	Ē	副管理者	佐夕	、間	清	治	君
監査委員	福	原	敏	夫	君	<u> </u>	会計管理者	松	﨑	良	勝	君
事務局長	鈴	木		登	君	ń	総務課長	中	後	秀	樹	君
建設課長	杉	田	良	也	君	ń	総務課主幹	武	谷		寛	君
管理課主幹	緒	畑		勉	君	3	建設課主幹	Ш	口	泰	明	君
管理課処理場長	池	田		郎	君	糸	総務課総務係長	前	田	雅	章	君
答理罪業發極長	Жh	ш	田田	ŦΠ								

管理課業務係長 池 田 剛 和 君

1. 職務のため出席した者の職氏名

総務課主事 木 村 英 樹 総務課主事 鴨 田 貴 紀

開会及び開議

平成25年2月28日午後3時00分

○議長(平野明彦君) 本日は大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、ご苦労様でございます。 なお、本日、7番岩﨑剛久議員より、欠席届が出されているのでご報告いたします。ただ今の出席 議員は、13名でございます。したがいまして、定足数に達しておりますので、これより、平成25年第 1回君津富津広域下水道組合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

- 0 -

諸般の報告

○議長(平野明彦君) 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成24年11月分から25年1月分までの現金出納検査の結果報告がありました。下水 道組合総務課に、その写しがございますのでご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定による出席者は、別紙印刷物によりご了承願います。

次に、本日、管理者から議案の送付があり、これを受理いたしましたので報告いたします。

なお、議案につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

(参照)

君富下総第850号 平成25年2月28日

君津富津広域下水道組合

議会議長 平 野 明 彦 様

君津富津広域下水道組合 管理者 鈴 木 洋 邦

議案の送付について

平成25年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会に付議する議案について、下記のとおり送付します。

記

議案第1号 君津富津広域下水道組合情報公開条例の制定について

議案第2号 君津富津広域下水道組合個人情報保護条例の制定について

議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

議案第4号 工事委託協定の変更について

議案第5号 工事委託協定の変更について

議案第6号 工事委託協定の変更について

議案第7号 平成24年度君津富津広域下水道組合会計補正予算(第2号)

議案第8号 平成25年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について

議案第9号 平成25年度君津富津広域下水道組合会計予算

_____O

議事日程の決定

○議長(平野明彦君) 本日の日程につきましては、会議規則第20条の規定により議長において定め、 印刷配付してございます。この日程に従いまして会議を進めてまいりたいと存じますので、ご了承願 います。

_____O ____

管理者挨拶

○議長(平野明彦君) 日程に入るに先立ち、管理者から発言を求められておりますので、これを許可 します。

管理者鈴木洋邦君。

(管理者鈴木洋邦君登壇)

○管理者(鈴木洋邦君) 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成25年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには、市議会定例会開会中のご多用のところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会に提案いたします議案は、お手元の議案書のとおり、条例の制定3件、工事委託協定の変更で3件、平成24年度の補正予算、平成25年度の関係市負担金の負担方法及び当初予算の9議案でございます。

後ほど、提案理由の説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し 上げまして、開会に当たっての挨拶といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長(平野明彦君) 以上で、管理者の挨拶を終わります。

日程第1 会期の決定

○議長(平野明彦君) 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

_____O ____

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(平野明彦君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、9番、加藤喜代美君、10番、鴇田剛君を指名いたします。

(提案理由説明、補足説明、質疑、討論及び採決)

日程第3 議案第1号から議案第9号まで

○議長(平野明彦君) 日程第3、議案第1号から議案第9号までを一括議題といたします。

なお、議案の朗読につきましては省略いたしますので、ご了承願います。

直ちに提案理由の説明を求めます。

管理者鈴木洋邦君。

(管理者鈴木洋邦君登壇)

○管理者(鈴木洋邦君) 議案第1号から議案第9号までを一括して提案理由の説明を申し上げます。 初めに、議案第1号 君津富津広域下水道組合情報公開条例の制定についてでございますが、本組 合の保有する行政文書等情報の公開につきましては、平成20年7月から事務取扱要領により君津市情 報公開条例に準じて実施してまいりましたが、このたび本組合といたしましても、独自の情報公開条 例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第2号 君津富津広域下水道組合個人情報保護条例の制定についてでございますが、本組合で取り扱う個人情報につきましても行政文書の情報公開と同様、平成20年7月から事務取扱要領により君津市の個人情報保護条例に準じて実施してまいりましたが、このたび本組合といたしましても、独自の個人情報保護条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本議案は、本組合の情報公開条例及び個人情報保護条例の制定に伴い、情報公開条例第21条に規定する君津富津広域下水道組合情報公開・個人情報保護審査会の委員に対し、報酬及び費用弁償を支給するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第4号 工事委託協定の変更についてでございますが、本議案は平成24年2月29日の本組合議会の定例会で可決いただき、日本下水道事業団と変更協定を締結しました人見第1ポンプ場の改築更新工事委託につきまして、本年度分の事業費の確定に伴い、協定金額を10億1,309万4,000円から8億579万4,000円に減額変更しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次の議案第5号も工事委託協定の変更についてでございまして、本議案は、同じく平成24年2月29日の本組合議会の定例会で可決いただき、日本下水道事業団と変更協定を締結しました人見第2ポンプ場の改築更新工事委託につきまして、本年度分の事業費の確定に伴い、協定金額を7億7,077万6,000円から6億6,307万6,000円に減額変更しようとするもので、議案第4号と同様に議会の議決を求めるものでございます。

次の議案第6号も工事委託協定の変更についてでございまして、本議案は、同じく平成24年2月29日の本組合議会の定例会で可決いただき、日本下水道事業団と協定を締結し、また、平成24年12月26日の定例会において、補正予算第1号により継続費の補正を可決いただきました君津富津終末処理場の水処理施設(5・6池)建設工事委託につきまして、高度処理対応の設備を導入するに伴い、施工工程の見直しをした結果、完成予定を平成26年度から平成27年度に変更しようとするもので、前2議案と同様に議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第7号 平成24年度君津富津広域下水道組合会計補正予算第2号でございますが、今回 の補正は既定の歳入歳出予算からそれぞれ3億2,905万3,000円を減額し、補正後の予算額を35億 9,248万4,000円にしようとするものでございます。

補正予算の内容は、事業執行に伴い、君津富津終末処理場に係る長寿命化計画策定委託事業、人見第1、第2ポンプ場改築更新事業及び富津汚水2号幹線築造事業に係る事業費を減額し、その財源を調整するとともに、人件費及び地方債の償還利子を減額しようとするものでございます。また、これとあわせて、継続費、繰越明許費及び地方債の補正を行おうとするものでございます。

次に、議案第8号 平成25年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法についてでございますが、本議案は、議案第8号の平成25年度君津富津広域下水道組合会計予算における所要経費のうち、君津市及び富津市が負担する額の負担方法について、君津富津広域下水道組合規約第14条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第9号は、平成25年度君津富津広域下水道組合会計予算でございます。

市民の生活環境の向上を目指し、平成25年度におきましても、引き続き処理区域の拡大に向けて、管渠、終末処理場の整備等を図るべく予算編成を行い、総額30億9,352万3,000円の予算を計上したところでございます。

以上、議案第1号から議案第9号までを一括して提案理由の説明を申し上げましたが、議案第1号から第3号まで及び議案第7号から議案第9号までにつきましては、事務局長から補足説明をさせますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(平野明彦君) 続いて、補足説明を求めます。

事務局長、鈴木登君。

(事務局長鈴木登君登壇)

○事務局長(鈴木 登君) 議案第1号から議案第3号まで及び議案第7号から議案第9号までについて補足説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 君津富津広域下水道組合情報公開条例の制定についてでございますが、議案 つづりの1ページをごらんください。

本組合におきましては、これまで保有する行政文書等の情報の公開につきましては、平成20年7月 22日から君津富津広域下水道組合保有の行政文書の開示に関する事務取扱要領により実施してまいり ました。

より充実した制度とするため、条例制定が望まれてきたところであり、これまで条例制定、施行に向けて文書事務見直し等検討部会を設置し、文書管理体制の整備や条例案の検討などを行ってきたところであります。

このたび、構成市である君津市、富津市の運用状況を踏まえ、君津市の情報公開条例に準じ、本条例を制定し、当組合の保有する情報の一層の公開を図り、もって、組合事業に対する市民の理解と信頼を深め、組合事業の一層の推進を図ろうとするものでございます。

それでは、条例案についてご説明申し上げますので、議案つづりの2ページをお開きください。

まず、第1章総則におきまして、第1条でこの条例の目的を、第2条でこの条例で用いる用語の定義を、第3条で、実施機関の責務として行政文書の開示に当たり開示請求の権利を尊重するとともに個人情報の保護に最大限の配慮をすべき旨を、第4条で、開示請求者には適正な請求、使用の責務があることを定めております。

第2章行政文書の開示におきまして、第5条で行政文書の開示を請求できるものを排水区域内に住

所を有する者等と定め、第6条から第17条で開示請求の手続、開示義務、開示方法等について定めて おります。

8ページをお開きください。

第3章不服申立て等におきまして、第18条から第20条で、開示決定等に対する不服申立ての採決・ 決定に当たり、審査会への諮問を義務づけるとともに、第21条で当該審査を行う審査会の設置につい て規定いたしました。

審査会の組織としては、地域性を考慮し5名以内、学識経験を有する者等から管理者が委嘱し、任期は2年と定めて、開示決定、訂正決定、利用停止決定等や不服申立てについて調査審議することとするものでございます。

第22条から第27条で、審査会の調査審議の手続、審査会の調査権限、不服申立人等の意見陳述などの定めをしております。

10ページをお開きください。

第4章におきまして、第28条から第31条で、情報公開制度を適正かつ円滑に運用するため、行政文書の適正な管理、行政文書の特定に必要な情報の提供等に努めることを義務づけるとともに、実施状況を公表する旨を定めております。

第32条は、手続等の規則への委任規定でございます。

なお、附則において、施行期日を平成25年7月1日とし、平成20年4月1日以後に実施機関の職員が作成し、取得した行政文書について適用することとしております。

次に、議案第2号 君津富津広域下水道組合個人情報保護条例の制定についてご説明申し上げますので、議案つづりの13ページをごらんください。

本組合で取り扱い、保有する個人情報につきましては、平成20年7月22日から君津富津広域下水道 組合保有の個人情報の開示に関する事務取扱要領により実施してまいりました。

個人情報保護条例と先の情報公開条例とは一体的な関係にありますので、このたび情報公開条例の 制定にあわせて条例を制定しようとするものでございます。

条例案についてご説明申し上げますので、議案つづりの14ページをごらんください。

第1章総則におきまして、第1条でこの条例の目的を定め、第2条でこの条例で用いる用語について定め、保護の対象となる個人情報の範囲を、通常個人を識別する際に用いられる氏名、生年月日等の基本的事項はもとより、他の情報と照合し、特定の個人を識別できるものとしています。

第3条から第5条で、個人情報を取り扱う実施機関の職員、職員であった者、事業者の責務、とるべき保護措置について定めております。

15ページをごらんください。

第2章の個人情報の取扱いにおきまして、第6条で、個人情報取扱事務の届出について定め、第7条で、個人情報を収集するに当たっての目的、目的を達成するために必要な範囲、本人から直接収集の原則を定めるとともに、その例外、また、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報の収集制限について定め、第8条で、個人情報の目的外利用の制限を定め、第9条で、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合の利用目的や方法の制限等の義務づけ、第10条で、実施機関以外のものとの間の電子計算機と電気通信回線の結合の原則禁止を定めております。

第11条で、保有する個人情報についての適正な管理、適切な措置を講ずることを、第12条で、個人

情報を取り扱う事務の委託についての制限を定めております。

18ページをごらんください。

第3章、開示、訂正及び利用停止におきまして、第13条で、何人も自己に関する個人情報の開示を 請求できる旨を定め、第14条から22ページの第22条までで、開示請求の手続、実施機関の個人情報の 開示義務、不開示情報理由、部分開示、裁量的開示、また、開示の決定の手続、開示の決定等の期限、 第三者への意見聴取、開示実施の際の方法について定めております。

第23条から23ページの27条までで、自己に関する個人情報に誤りがあると認めるときには訂正を請求できる旨を定めるとともに、訂正請求する場合の手続、実施機関の義務及び措置、期限等について定めております。

第28条から24ページの第32条までで、自己に関する個人情報が収集制限、利用目的、提供の制限に 違反している場合の利用の停止、消去、提供の停止を請求できる旨を定めるとともに、利用停止等を 請求する場合の手続、実施機関の義務及び措置、期限等について定めており、開示請求、訂正請求と 同様となっております。

第4章不服申立てにおきまして、第33条で、個人情報の開示決定等に対し、行政不服審査法に基づく不服申立てがあった場合、実施機関は情報公開・個人情報保護審査会へ諮問しなければならないことを義務づけております。なお、情報公開条例に基づく開示決定、個人情報保護条例に基づく開示決定等に対する不服申立てについて、審査会を一本化し、情報公開・個人情報保護審査会を置くこととして、その設置、組織、運営等につきましては、先ほどご説明いたしました情報公開条例第21条の中で定めております。

25ページの第34条から第36条につきましては、審査会に諮問をした際に実施機関の取るべき措置等 について定めており、情報公開条例と同様となっております。

第5章事業者への指導等におきまして、第37条で、事業者が個人情報について適正な保護措置を講じていない場合は指導する定めをしております。

第6章におきまして、第39条で、開示に当たって写しの交付を受けようとする者には手数料を徴収する旨を、第40条で、他の制度との調整について定めており、他の法令等で閲覧等ができる旨を定めている場合には、他の法令等の定めるところによることとしております。

第41条で、運用状況の公表について定めております。

第42条は、手続等の規則への委任規定でございます。

第7章罰則におきまして、第43条から第46条で個人情報の取扱いについて一定の義務違反を行った 者に対し、罰則を科する旨を定めております。

なお、附則において、施行期日を平成25年7月1日とし、平成20年4月1日以後に実施機関の職員が作成し、取得した個人情報について適用することとしております。

なお、経過処置として、条例施行の際、実施機関が保管、利用している個人情報については、この 条例により収集を行ったものとみなすとしております。

次に、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げますので、議案つづりの28ページをごらんください。

本条例改正案につきましては、議案第1号及び議案第2号で提案させていただきました君津富津広域下水道組合情報公開条例及び君津富津広域下水道組合個人情報保護条例の施行に当たり、両条例に

定める開示決定等に関する不服申立てへの諮問機関として、君津富津広域下水道組合情報公開条例第 21条に設置が規定されている君津富津広域下水道組合情報公開・個人情報保護審査会の委員の報酬及 び費用弁償について加えようとするものでございます。

条例改正案についてご説明申し上げますので、議案つづりの29ページと議案参考資料の1ページを あわせてごらんください。

報酬として、審査会会長は日額8,600円、委員は日額7,700円、費用弁償として会長、委員とも行政職給料表6級職員の旅費相当額を支給いたします。

なお、報酬の額及び旅費の額につきましては、君津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に準じた定めとしております。

次に、議案第7号 平成24年度君津富津広域下水道組合会計補正予算(第2号)について説明申し上げますので、議案別冊の補正予算書の3ページをごらんください。

初めに、第2表 継続費補正でございますが、平成22年度から24年度までの継続費の設定をしております人見第1ポンプ場改築更新事業につきまして、議案第4号の工事委託協定の変更に伴い、その総額を10億1,309万4,000円から8億579万4,000円に、24年度の年割額を5億2,400万円から3億1,670万円に変更するとともに、同じく人見第2ポンプ場改築更新事業につきましても、議案第5号の工事委託協定の変更に伴い、総額を7億7,077万6,000円から6億6,307万6,000円に、24年度の年割額を3億2,600万円から2億1,830万円に変更しようとするものでございます。

次に、4ページの第3表 繰越明許費でございますが、それぞれの繰り越し理由についてご説明いたします。

まず、君津汚水2号幹線築造事業につきましては、推進工法により下水道管の敷設を実施していた ところ、支障物に当たり、工事を一時中断せざるを得なくなり、その対処及び施工に不測の日数を必 要としているところでございます。

また、八重原雨水・汚水枝線築造事業につきましては、工事中の迂回路の設置に当たり、土地地権者とその使用の承諾に不測の日数を必要といたしました。

中野1丁目(東前)汚水枝線築造事業につきましては、工事区間の交通に支障が出ないよう、他の 近接工事を含め、交通形態の調整に不測の日数を要したためでございます。

ただいまご説明いたしました理由によりまして、それぞれ本年度内に完了させることが困難となり、 支出を終わらない見込みとなりましたので、地方自治法第213条第1項の規定により、経費を翌年度 に繰り越して使用させていただこうとするものでございます。

次に、5ページの第4表 地方債補正でございますが、今回の補正は、事業の執行に伴いまして、 公共下水道事業の借り入れ限度額を14億2,190万円から8億9,510万円に変更しようとするものでございます。

次に、歳入歳出についてご説明申し上げます。

歳入からご説明申し上げますので、8ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目下水道費国庫補助金2億3,570万円の増額は、事業費の確定に伴うものでございます。

次に、第5款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金の3,795万3,000円の減額は、財源調整のための ものでございます。 9ページに移りまして、第7款組合債、第1項組合債、第1目下水道債の5億2,680万円の減額は、 事業費の確定に伴うものでございます。

次に歳出でございますが、10ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の375万7,000円の減額及び第3款土木費、第 1項下水道管理費、第1目公共下水道維持管理費の4万7,000円の増額、また、11ページに移りまし て、第3目処理場維持管理費の4万6,000円の増額は、平成24年4月1日付の人事異動及び同日より 実施しました管理職手当定額化などの給与改定、並びに平成25年1月1日から実施しました特例給与 条例に伴う職員の人件費等の補正でございます。

また、11ページ下段の第1目公共下水道新設改良費の3億1,763万2,000円の減額は、職員の人件費に関する231万2,000円の減額、第13節委託料の3億1,532万円の減額は、君津富津終末処理場長寿命化計画策定業務委託事業、人見第1、第2ポンプ場改築更新事業において、委託先の日本下水道事業団で実施しました入札における差金及び設計精査によるものと、富津汚水2号幹線詳細設計業務委託における入札差金及び設計精査によるものでございます。

次に、12ページの第4款公債費、第1項公債費、第2目利子の775万7,000円の減額は、23年度借り入れの組合債の確定に伴い、その償還利子を補正しようとするものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ3億2,905万3,000円を減額し、補正後の予算額を35億9,248万4,000円にしようとするものでございます。

なお、13ページからは、予算に関する説明書のうちの給与費明細書となっておりますので、ごらん いただきたいと存じます。

次に、議案第8号 平成25年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法についてご説明申 し上げますので、議案つづりの33ページをごらんください。

君津富津広域下水道組合を構成する君津市、富津市の負担金の負担割合については、組合規約第14条第2項で定めているところでございますが、同条第3項で、「組合議会の議決を経て定める負担方法により、関係市に分賦することができる」とされているところでございます。

これに基づき、1及び2に掲げる経費については、平成25年度におきましても従来どおりの取扱いとし、1は、終末処理場の維持管理費については、雨水処理経費は君津市の負担とし、また、汚水処理経費は両市が実績汚水量比により負担することとしようとするものでございます。

なお、平成25年度の実績汚水量比は、君津市が88.1%、富津市が11.9%と見込んでおります。

次に、2は、一般職の職員等の人件費及び定期健康診断に係る経費については、それぞれを派遣市の負担とし、議会費、総務費等の一般事務経費については両市が均等負担しようとするものでございます。

なお、一般職の職員は、君津市20名、富津市9名を見込んでおります。

次に、議案第9号 平成25年度君津富津広域下水道組合会計予算についてご説明申し上げます。

初めに、25年度の主な事業からご説明申し上げますので、議案別冊、予算書の最後のページとなります32ページと33ページ、議案参考資料の2ページの事業箇所図をあわせてごらんいただきたいと存じます。

予算書32ページから事業一覧を掲げてありますが、平成25年度におきましては、番号①及び⑨の君 津富津終末処理場築造事業のほか、君津市では、主な事業として番号②君津汚水2号幹線築造事業、 番号④人見汚水枝線築造事業、番号⑤八重原雨水幹線築造事業、番号⑥台1・2丁目合流管築造事業 を、また、33ページに移りまして、富津市では、番号⑩富津汚水2号幹線築造事業、番号⑪汚水桝設 置事業を実施いたします。

それでは、予算の内容についてご説明申し上げますので、前後いたしますが、予算書の5ページ、 第2表 地方債をごらんください。

これは、先ほど申し上げました公共下水道整備事業のため、地方債を借り入れるに当たり、君津地 区富津地区合計 7 億4,160万円を借り入れ限度として、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるも のでございます。

次に、歳入歳出の主な内容をご説明申し上げますので、8ページをごらんください。

初めに、歳入ですが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市負担金は9億8,000万円で、内訳は、君津市が5億9,000万円、富津市が3億9,000万円となり、前年度に対し、君津市が6,000万円の減額、富津市が2,700万円の減額となります。

昨年に比して減少の理由といたしましては、人見第1・第2ポンプ場、管渠事業などの建設事業費 の減少、起債償還の減少、処理場修繕など管理経費が減少したことによるものです。

次に、第2目下水道事業受益者負担金は、306万6,000円で、第1節現年度分については、青堀駅裏の第3負担区第2工区の賦課年度が平成24年度で終了となり、前年度に対して減額となるところでございます。

次に、第3目認可区域外流入負担金598万6,000円は、木更津市畑沢南地区の事務受託に係る負担金でございます。

9ページに移りまして、第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目下水道使用料は、7億3,856万5,000円で、第1節現年度分については、君津地区で平成24年9月に処理を開始した常代3丁目、4丁目、5丁目、北子安地区での増収を見込み、富津地区では全体で1.4%の増収を見込んでおりまして24年度に対し、両市とも増額となっております。

第2目占用料は、3万2,000円で、当組合用地に対するガス管、電柱等の占用料でございます。

第3目総務使用料は、12万4,000円で、富津市大堀地先の松山雨水幹線用地の行政財産使用料でございます。

次に、第2項手数料、第1目下水道手数料155万円は、排水設備の工事完了検査や指定工事店の登録更新及び新規申請等に係る手数料でございます。

次に、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目下水道費国庫補助金は、先ほどご説明申し上げました投資的事業に係るもので、4億6,060万円となり、君津富津終末処理場築造事業の実施、君津汚水2号幹線築造事業及び富津汚水2号幹線築造事業等の財源となるものです。

10ページに移りまして、第4款県支出金は、予算科目を確保するために計上したものでございます。 次に、第5款繰越金は1億6,194万9,000円で、前年度に対し1億1,839万5,000円の減額となっております。

次に、第6款諸収入は、第1項延滞金、加算金及び過料、第2項組合預金利子及び第3項雑入を合わせて合計5万円を計上しております。

次に、第7款組合債は7億4,160万円で、公共下水道整備事業に係る借入金でございます。

12ページをお開きください。歳出について説明申し上げます。

第1款議会費は246万円で、組合議員14名に係る報酬、費用弁償等の運営費及び今年度、行政視察を予定しておりますので、そのための予算措置をいたしております。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費では1億774万6,000円となりますが、これは、特別職2名分の報酬、事務局長と総務課職員合わせて8名分の人件費のほか、次の14ページ、第13節の電算業務等の委託料、第19節の総合事務組合負担金等を計上しております。

昨年度に対しまして、609万円の減額につきましては、本年1月より実施した給与の削減措置及び 職員人事異動等に伴う人件費分の減少でございます。

次に、15ページの第2項監査委員費、第1目監査委員費は38万6,000円となり、監査委員2名分の報酬及び費用弁償等を計上しております。

16ページに移りまして、第3款土木費、第1項下水道管理費、第1目公共下水道維持管理費は2億2,412万6,000円で、これは、公共下水道維持管理に要する経費でございまして、管理課職員9名分の人件費、第11節の管渠、ポンプ場等の修繕料のほか、第13節では、君津、富津両市水道部に委託しております下水道使用料賦課徴収業務等の委託料や、第19節の水洗便所改造事業補助金等を計上しており、君津、富津両市水道部への委託料の増額及び公共下水道台帳整備関係などにより535万4,000円が前年度に対して増額となっております。

18ページに移りまして、第2目都市下水路維持管理費は356万6,000円で、第13節の清掃業務等委託料を計上しており、昨年に対して315万6,000円の減額は伊勢原・平野都市下水路の台帳作成業務が完了したことなどでございます。

次に、第3目処理場維持管理費は4億9,842万5,000円となり、これは、終末処理場の維持管理に要する経費でございますが、処理場職員2名分の人件費、第11節の機械・設備等に係る修繕料、光熱水費のほか、第13節の処理場維持管理業務等委託料を計上しております。

処理場の維持管理につきましては、施設修繕箇所、維持管理委託の見直し等により、前年度より約4,066万5,000円の減額となっております。

次に、第2項下水道建設費、第1目公共下水道新設改良費は13億2,818万円で、これは、公共下水道の投資的事業に係る経費となりますが、建設課職員10名分の人件費のほか、20ページに移りまして、第13節となりますが、終末処理場の水処理施設(5・6池)建設工事と君津汚水2号幹線築造事業に係る管理業務等の委託経費や、第15節の君津地区では、君津汚水2号幹線築造事業及び地区内の雨水幹線、汚水枝線築造事業、合流管築造事業等に係る工事請負費を計上しており、また、富津地区では、富津汚水2号幹線築造事業及び汚水桝設置事業を計上しております。

昨年に対しまして、7億6,680万円の減額は平成22年度より実施してまいりました人見第1・第2ポンプ場の改築更新の事業が平成24年度に完了したことによる事業量の減少が主な要因であります。 22ページをごらんください。

次に、第4款公債費、第1項公債費、第1目元金の6億4,058万3,000円は長期債の償還元金であり、また、第2目利子では長期債の償還利子のほか、一時借入金の借り入れ最高額を5億円として、その利子246万6,000円をあわせて計上しております。

次に、第5款予備費は1,500万円で、前年度と同額を計上しております。

以上が歳入歳出予算の概要でありまして、歳入、歳出それぞれ30億9,352万3,000円で、前年度に対し8億6,813万円の減額となりますが、その主な理由は、先ほど建設費の中の公共下水道新設改良費

でご説明しました人見第1ポンプ場及び第2ポンプ場の改築更新事業の完了によるものでございます。 なお、事項別明細書以外の予算に関する説明書といたしまして、23ページから29ページまでが給与 費明細書、30ページが継続費の調書、そして、31ページは地方債の現在高に関する調書となりますが、 25年度末の地方債の現在高見込額は、表の右下にございますが、84億3,261万円となり、内訳は、君 津地区58億8,030万3,000円、富津地区25億5,230万7,000円となります。

以上で、議案第1号から第3号まで及び議案第7号から議案第9号までについての補足説明を終わりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(平野明彦君) 以上で補足説明を終わります。これより、議案ごとに順次質疑、討論、採決を 行います。

初めに、議案第1号 君津富津広域下水道組合情報公開条例の制定について、質疑、討論、採決を 行います。

まず、質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。 討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。 議案第1号 君津富津広域下水道組合情報公開条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 君津富津広域下水道組合個人情報保護条例の制定について、質疑、討論、採決を行います。

まず、ご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。 討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。 議案第2号 君津富津広域下水道組合個人情報保護条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手 を求めます。

(举手全員)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。 討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。 議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(举手全員)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 工事委託協定の変更について、質疑、討論、採決を行います。 まず、ご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。 討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。 議案第4号 工事委託協定の変更について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 工事委託協定の変更について、質疑、討論、採決を行います。 まず、ご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。 討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。 議案第5号 工事委託協定の変更について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 工事委託協定の変更について、質疑、討論、採決を行います。 まず、ご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。 討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。 議案第6号 工事委託協定の変更について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成24年度君津富津広域下水道組合会計補正予算(第2号)について、質疑、 討論、採決を行います。

ご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。 討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。 議案第7号 平成24年度君津富津広域下水道組合会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の 諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成25年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について、質疑、 討論、採決を行います。

ご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。 討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。 議案第8号 平成25年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について、原案に賛成の 諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 平成25年度君津富津広域下水道組合会計予算について、質疑、討論、採決を行います。

ご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。 討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。 議案第9号 平成25年度君津富津広域下水道組合会計予算について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議員の派遣について

○議長(平野明彦君) 次に、日程第4、議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第163条第1項の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと存じます。

目的は、議会運営に関する行政視察でございます。

視察先については、先の東日本大震災において被災し、平成27年度末を目標に本復旧工事を進めている仙台市の南蒲生浄化センターを訪問し、被災時において下水道機能の確保に向けて行った初動体制の聴取、施設復旧における処理施設の浸水対策を視察して、今後の事業推進に資するため、平成25年7月4日及び5日に組合議員全員を派遣することにいたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) ご異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

管理者鈴木洋邦君。

(管理者鈴木洋邦君登壇)

○管理者(鈴木洋邦君) 定例会閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案につきましては、原案どおり可決いただき、まことにありがとうございました。

本年度事業についても、ほぼ予定どおり進捗しております。間もなく新年度事業の実施に移るわけでございますが、今後とも処理区域の拡大に向けて努力してまいる所存でございますので、引き続き議員の皆さんのご指導、お力添えをお願い申し上げ閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本目は、まことにありがとうございました。

○議長(平野明彦君) これをもちまして、平成25年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を閉会 といたします。

どうもご苦労さまでございました。

平成25年2月28日午後3時50分

閉会